

第4号様式（その1）（第5条関係）

（表）

（一般廃棄物収集運搬業用）

許 可 証

綾瀬市指令り第34号

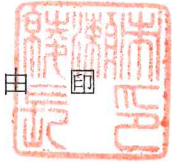
令和元年7月3日

住所 藤沢市西俣野69番地の13

氏名 株式会社 紺野企業

代表取締役 紺野 大三郎 様

綾瀬市長 古塩 政 由



令和元年6月5日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可
します。

営業所の所在地及び名称	綾瀬市深谷上八丁目6番24号 株式会社 紺野企業 綾瀬第一工場
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
収集・運搬の別	収集・運搬
営業の区域	綾瀬市内
処理及び処分料金	綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第24条第1項及び高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例第9条第3項に定める額の範囲内とする。
営業許可期間	令和元年7月4日～令和3年7月3日
条 件	別紙のとおり

(裏)

	申請 年月日	許可 年月日	事項	内容	許可印
事業 範囲 の 変 更 記 録					

	年月日	事項	変更後の内容
住所・ 氏名・ 代表者・ 営業所等 の変更	令和元年 7月12日	取扱事業所数の 変更	14事業所から15事業所に変更。
	令和2年 7月22日	車両の変更	相模800す3365を廃止し、相模800せ4416を登録。
	令和2年 9月3日	取扱事業所数の 変更	15事業所から16事業所に変更。
	令和3年 1月21日	取扱事業所数の 変更	16事業所から17事業所に変更。